

第4回飯綱町行政改革推進委員会 次第

平成26年10月29日(水) 19:00～

飯綱福祉センター3階 小会議室

1. 開 会 (19時00分)

2. 会長あいさつ

3. 審 議

(1) 第3回会議の会議録等の確認について

(2) 第2次行政改革大綱 ― 行政改革の基本方針について―

・基本方針③「人材育成と組織機構の改革による行政体制の強化」

具体的施策 ■人材育成の推進

■組織機構の改革

・基本方針④「協働と連携による行政の推進」

具体的施策 ■行政情報の発信

■行政への町民参加

■地域連携の強化

(3) 行政改革の推進について

(4) 行政改革の推進の公表

(5) その他

4. 次回開催日 11月27日(木)

時間: 19:00～

会場: 飯綱町役場 牟礼庁舎2階会議室

5. 閉 会 (21時00分)

第4回飯綱町行政改革推進委員会 会議録

平成26年10月29日(水) 19:00～

飯綱福祉センター3階小会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 審議

(1) 第3回会議の会議録等の確認について

(会議録を確認)

事務局：(前回の審議における意見等の確認と、その意見に対する大綱素案での修正内容の説明。)

会長：説明に対する質疑等ございましたらお願いします。

事務局：前回の会議でご意見をいただきました事項について、大綱案の修正と併せて説明いたします。大綱案に掲載してあります町の人口推計ですが、出生、死亡、人口移動の各要因を勘案して推計しました。その推計条件を表に記載しました。

また、公共施設等の将来を見据えた管理計画の中で、施設の中で病院を追記しました。行政改革の具体的施策について、「(1) 時代に対応した行政経営①行政評価制度の確立」の方針で、行政評価については、具体的な公表の媒体について、町ホームページで公表の旨を追記しました。同じく行政評価制度において、外部評価の導入について検討を進める方針を追記しました。「②定員管理及び給与体系の整備」では、財政状況を考慮した上での定員管理と給与体系の整備が求められることから、その旨を記載しました。「(2) 持続可能な財政の健全運営①歳入の確保」について、新たな財源の確保について記載しました。

会長：よろしいでしょうか。それでは、本日は、行政改革の基本方針(3)人材育成と組織機構の改革による行政体制の強化について審議します。

事務局：①人材育成の推進について、平成24年3月策定の飯綱町人材育成基本方針を基に説明。②組織機構の改革について、新たな行政課題等に対応するため、組織機構の見直しやサービス向上の体制づくりについて説明。

会長：(3)人材育成と組織機構の改革による行政体制の強化①人材育成の推進についてご意見をお願いします。飯綱町人材育成基本方針に即して取組むとの説明です。飯綱町人材育成基本方針の3P策定の趣旨にもあります「職員のやる気や向上心を高め」と記載があります。この点を大綱案の①人材育成の推進の方針で「職員のモチベーションと向上心を高め・・・」という記述になっているのかと思います。最初に「やる気」を持ってこなくてもよいのではないかと感じます。

委員：職員は、やる気があって当たり前のことだと感じます。

委員：人材育成基本方針は、どのように策定したのか。

事務局：総務課で方針案をつくり、内部で検討して策定したものです。

会 長：行政改革大綱は、行政の内部のものではないので、モチベーションということが最初に出てくると違和感があると思います。

委 員：基本方針の（３）で人材育成と組織機構の改革をテーマとして挙げていますが、人材育成の前に人材採用があります。現在の町職員の年齢構成は、人口構成と同じ逆ピラミッドとなっています。年齢の高い層に集中していて、新規採用がなかったことが原因です。なぜ新規採用がなかったかという、財政問題などがあって定員管理から増やせない、自然退職と定員管理を照らして採用するという形になっています。ある年代に職員がいないというポケットが発生します。これが現実起きています。1つは、採用方針を明確にしていきたい。2つ目として組織機構ですが、縦割り組織の弊害があります。今の町の課題に対して、1つの部門で対応できるものは少ない。プロジェクトを組んで、誰かが率先垂範してすべての機構が協力して進めなければならない課題が多いことは事実です。公共交通のように、飯綱町として単独で解決できる問題が少なくなっています。他の市町村と連携しないと解決が難しい命題が多くなってきています。

組織機構も従来の発想ではなく、縦割りでなくプロジェクトがあるという前提、他の市町村と連携が出来るという前提で組織機構の改革をしていくことが望まれると思われま。

会 長：①人材育成の推進については、モチベーションは削除して、人材育成基本方針の趣旨にもあります「職員は、高い意欲と目的意識を持って向上心を高め」としたらどうでしょうか。

委 員：「職員は、向上心を高め」でいいのではないのでしょうか。

会 長：よろしいのでしょうか。続いて②組織機構の改革についてご意見をお願いします。先ほどのようなご意見は、組織機構の見直しの部分について、具体的な方針を示したらどうか、というご意見かと思えます。

委 員：定員管理、人材採用計画のご意見は重要です。先に審議した施策の定員管理の分野で、どのような計画で職員採用をしていくのか方針を明確に示したらどうかと思えます。継続して行政を維持していくには重要な事項です。定員管理の方で示した方がよいのかと感じます。

会 長：ご意見としては、「組織機構の見直し」の部分に定員管理計画という記述を入れるということですね。先ほどのようなご意見にあった採用計画の関係ですね。具体的には、「定員管理計画、組織機構の見直し」というような記述になります。組織機構の見直しについて、もう少し具体的にどうかですが。先の定員管理についてはよろしいのでしょうか。6Pの定員管理計画のところですよ。

委 員：定員管理計画に沿って採用方針を明確にすること、と記載したほうが良いと思えます。一番は採用方針です。どのような条件でどのような人材を採用するのか考えていかなくてはならない。一般行政職は、専門職はいらぬのかとか。

委員：②定員管理及び給与体系の整備の最初に、採用計画を明確にした上で、住民ニーズ、業務量、財政状況を考慮し、定員管理計画を策定するという流れとしてその順番かと思います。

委員：町としても同様な問題意識があるということか。

事務局：合併によって職員が一緒になり、自然減により職員数を調整して採用を抑えてきたという状況があり、この10年間はそのような状況です。

委員：何を基準に職員を採用していくのか、明確になっていないといけないという意見で重要なことです。

事務局：町民サービスの体制づくりにも関係しますが、現在1つの課で処理できる業務は少なくなっており、庁内のプロジェクトチーム設置の実施要綱があり体制はできています。国土利用計画、基幹系電算システム共同化でプロジェクトチームで進めています。これからの事業において、庁内プロジェクトチームを活用しないと進んでいかないことが多々あると思います。

委員：「人材採用方針の確立」という方針を①として1項目追加したほうが良いと思います。

会長：(3)「人材育成と組織機構の改革による行政体制の強化」①人材育成の推進を「人材について」、②組織機構の改革を「組織機構について」とし、①で「人材採用方針の確立」を追加したほうが分かりやすいと思います。

委員：人材育成の前に採用がありますので。

会長：「②人材について」と「③組織機構について」とし、①人材採用方針を入れることができますし、②では人材については、・・・計画的な定員管理計画に基づいた新規人材採用の基準を明確にし、人材育成や・・・という内容でいかがでしょうか。

委員：①を追加したどうですか。①に人材採用計画の明確化として、現在の①人材育成の推進を②、②の組織機構の改革を③とすることはいかがですか。

委員：採用計画は採用計画で、人材育成は人材育成で一緒にしないで良いのではないのでしょうか。

会長：①で人材採用の基準の明確化、②人材育成の推進、③組織機構の改革として、③では組織機構の見直しのところで、具体的にプロジェクトチームの関係を記載していただくことでよろしいでしょうか。

委員：組織機構の改革は、現状の課を再編する必要性という問題意識を持っているというよりは、課題、課題でプロジェクトを作っていくことで対応していくという意識を持っているということですか。

事務局：平成27年度からの課の設置について検討しています。それに伴い係の設置や所掌事務も変わるところもあります。

委員：その問題意識が、組織機構の改革に含まれているということですか。

事務局：組織機構は、町長が変われば、課の設置やその重点施策によって人員の配置も変

わります。

委員：組織機構の改革は、グループ制や係制ということも述べているんですね。

以前参事がいたが、現在はグループ制から係制に変わっており、係長が設置されています。

事務局：組織機構の改革には、行政課題に対する課の設置やグループ制や係制など機構改革、横断的な庁内プロジェクトによる事業の取組も含まれます。

会長：(3)については、1項目増やして①人材採用について、基本的な新規採用の基準を設ける、採用計画に基づいての文言を2つ入れていただくということ。②人材育成の推進でモチベーションを削除するという。③組織機構の改革で現在の文章にプロジェクトチームの活用を追記いただく。よろしいでしょうか。

続きまして、(4)協働と連携による行政推進について説明をお願いします。

事務局：(4)協働と連携による行政推進、①行政情報の発信、②行政への町民参加、③地域連携の強化について説明。

会長：①行政情報の発信について、ご意見ををお願いします。よろしいでしょうか。

②行政への町民参加について、ご意見ををお願いします。

住民企画提案制度で、平成24年度に比べ平成25年度は、提案数が激減していますが、審査基準か何かの関係ですか。

事務局：この数字は、実際の提案数です。提案いただいた企画について審査会で審査しますので、審査結果後の数ではありません。

会長：行政への町民参加のところで、女性委員の参画について記述がありますがいかがでしょうか。

事務局：目標は、審議会等の構成員の女性が占める割合を30%以上としています。現状では約25%です。

委員：地域の役員などの登用については、なかなか進まないところがある。

委員：審議会や委員は、目標に向けて進めることはできると思いますが。大切なことだと思います。

委員：各審議会等の中には、区長組長なども含まれているということですか。一番大切なのは、もっと女性登用を強調していかないと、いつまでたっても変わらないということですか。

会長：各種審議会等のところを具体的な役職など記述したほうがよいという意見ですが。

委員：町長さんが女性だと、女性の登用が増えると思います。

事務局：昔より女性管理職も多くなってきています。

委員：それにより、住民も接しやすいといった面もあります。

委員：国でも女性の登用を重点に進めていく政策を打ち出しています。

会長：ご意見にありました各種審議会の等のところを具体的な役職名を入れた方がよいとのご意見ですが。いかがでしょうか。

委員：委員の公募はありますか。

事務局：公募委員も要綱で定められている審議会等もあります。

会長：表現として集落の役員とかの表現はどうですか。

委員：町民参加の部分でいいと思いますが、特に女性の参画ということを強調するのであれば、別の項目で方針を記述した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

委員：男女共同参画計画には、具体的に女性登用についての記述はどのようになっていますか。

事務局：計画策定は、企画係で策定しました。推進は生涯学習で担当しています。計画策定と計画推進の担当課についても、今後の課題と言えます。

会長：女性の参画について1項目設けるといっていかげんでしょうか。

③地域連携の強化についてご意見をお願いします。

委員：集落振興支援基本条例が制定されたが、地域連携の強化、協働に関連して記述は必要ですか。

事務局：集落振興支援基本条例は、行政改革大綱より上位のものであるので記述は必要ないと思われま。

会長：よろしいでしょうか。

委員：集落振興支援基本条例が制定されたが、地区に周知することが求められる。

事務局：議会からも区長組長会や区長会でも丁寧な説明がありました。

会長：続きまして、9. 行政改革の推進について、10. 行政改革の推進の公表について説明をお願いします。

事務局：説明

会長：ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

事務局：次回は答申に向けたまとめを行いたいと思います。その後、答申を行っていただきたい、1月から庁舎関係の審議に入りたいと思います。

会長：次回の開催は、11月27日（木）19：00より役場2階で開催します。

以上で第4回行政改革推進委員会を閉会します。

－ 21：00 終了－